

令和8年度 矢作東小学校 学校いじめ防止基本方針(一部抜粋)**【いじめの防止についての基本的な考え方】****(1) いじめの基本認識と令和8年度の課題**

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「いじめ防止対策推進法」(平成25年)

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、多くは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

【1年を通じてすべての子どもが安心して成長できる環境を日常の教育活動で組織的に整える】

1学期⇒子供たちの協調性や社会性を育めるよう、各学級でソーシャルスキルや休み時間に学級で遊ぶ時間を設ける等、人間関係の構築をして、安心できる学級づくりの期間とする。

2学期⇒道徳の授業を中心に、人の命や持っている権利、多様性について考え、具体的に表現する機会を設けるようにする。児童会活動で、異学年交流の時間を設ける。

3学期⇒安心してできる学校・学級づくりを振り返り、次年度の課題として捉えたことを次年度へ引継ぎ・生かせるようにする。

<重点対策>

- ・毎学期児童に生活アンケートや心のアンケートを行うだけでなく、1学期・2学期に保護者アンケートを実施し、「いじめ」の実態把握や問題対応に生かすようにする。
- ・学級担任が児童のいじめ・問題等について、「日々の記録」に残し、学校全体での情報共有や引継ぎを確実に行うようにする。
- ・登下校の通学班や並び順の編制にも配慮する。

つぎに、いじめ防止のための基本的姿勢として、以下のポイントをあげる。

(2) いじめに対する基本姿勢

ア いじめは絶対許さない。見過ごさないという姿勢のもと、教職員相互の積極的な情報交換で、情報の共有を行い、教職員のいじめに対する共通理解を図る。

イ 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを心がけ、自己有用感や自己肯定感を育む教育活動の推進を図る。

ウ いじめの早期発見のために、児童の示す小さな変化（集団の中の違和感）や信号を見逃さない。笑顔の奥にある絶望感に気づくための高いアンテナを保つ。

エ いじめの早期解決のために、問題を認識した場合は、特定の教職員で問題を抱え込まず速やかに組織的に対応する。被害児童の安全を保障するとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童に指導に当たる。

オ 家庭と学校が協力して、事後指導に当たる。また、謝罪や責任を形式的に問うより、社会性の向上、人格の成長に主眼を置いて指導に当たる。

カ 学校内だけでなく関係諸機関や専門家と協力をして、解決にあたる

(3) 育てたい児童の力や教師の役割**<育てたい児童の力>**

- ・自分と他人とは思いや考えが違うことに気づき、その中で認められる自分が存在することを理解する。
- ・いじめにつながる周囲の児童の言動を感じたときに、傍観者的立場になるのではなく、仲間や信頼できる大人に相談することのできる行動力を養う。

<教師の役割>

- ・いじめの態様、特質、原因、背景、指導上の留意点を周知する。
- ・いじめに向かわない態度、能力を育成する。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が、もつように教育活動全体を通して指導する。
- ・日ごろから児童を見守り、信頼関係の構築に努める。教師の不適切な言動や態度がいじめを誘発する事例がある。教師らしさと、温かさ、そして毅然とした態度で児童と向き合う。
- ・一人一人が活躍できる場、集団づくりに心がけ、自己肯定感・有用感を高める指導を工夫する。

【いじめの防止等に関する具体的な取組】

(1) いじめの未然防止の取組

- ア. 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ. 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ. 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ・7月と12月第1週の道徳の時間に一斉授業の時間を設ける。
- エ. 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
 - ・ネットモラル向上に向けての講話や、ネット犯罪の講話を高学年に向けて企画し、ネットモラルの向上・啓発を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア. いじめアンケートや教育相談を定期的実施(年5回)する。生活アンケートを実施しない月は、心のアンケートを実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。(6月と11月に、保護者にもアンケートを実施する)
 - ・5月中旬、6月下旬、9月中旬、11月下旬、2月上旬にアンケートを行い、そのアンケート調査をもとに、教育相談および個人面談を行う。
- イ. 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ・児童に向けては、どの教員にも相談できることを定期的に伝える。家庭科室隣に相談室を設置し、いじめ長期欠席担当教員が相談に対応する。
 - ・保護者からの相談については、教頭を窓口として相談を受け付け、場合に応じて、担当カウンセラーを配置する。事前に申し出があり、希望があれば相談のコーディネーターにあたる。
- ウ. いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。
 - ・学校に相談しにくい場合に備えて、毎月発行する学校新聞「きずな」の1面欄外に、相談機関の電話番号を掲載し、保護者に情報提供をする。

(3) いじめに対する措置

- ア. いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を速やかに開催し、組織的に対応する。
- イ. 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えて指導にあたる。
- ウ. 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ. 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ. いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ. ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

【重大事態への対応】

「岡崎市のいじめ問題への組織的な体制について」※令和元年6月一部改訂を参照

〈重大事態とは〉(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「岡崎市のいじめ問題への組織的な体制について」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、教育委員会と連携し、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

【学校の取組に対する検証・見直し】

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(11月下旬)し、「いじめ・長期欠席対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

【その他】

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。